

募集要項等に対する質問書への回答書

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
1	仕様書	5	6	【2】	(4)	③	(4) 権利擁護・虐待の防止 ③ 障害者等への差別の防止・対応及びその啓発活動	「…障害を理由とする差別の解消に関して、市民向け及び事業者向け研修会を開催する。」とあるが、市民向けと事業者向け、それぞれ別で研修会を開催するということか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書	5	6	【2】	(4)	④	(4) 権利擁護・虐待の防止 ④ 障がい者虐待の防止・対応及びその啓発活動	「…障がい者虐待防止及び養護者支援に関して、市民向け及び事業者向け研修会を開催する。」とあるが、市民向けと事業者向け、それぞれ別で研修会を開催するということか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書	5	6	【2】	(4)	④	(4) 権利擁護・虐待の防止 ④ 障がい者虐待の防止・対応及びその啓発活動	昨年度実績で、権利擁護センターにて見守り等が必要な世帯として認定された件数は何件か。	令和5年度の実績は17件です。
4	仕様書	5	6	【3】	(1)		(1) 地域課題の解決、自立支援協議会への報告、部会運営委員会等の運営	テーマ別部会は、令和7年度、8年度も半年程度(8月から翌年1月まで)の間に月1回程度の開催との理解でよいか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書	7	<2>				—	自主運営により実施する事業に要するFAXについては、委託相談事業との兼用でよいか。	不可とします。 また、自主運営で使用する備品等は、事業者が負担することとし、市からの委託料で購入することも不可とします。
6	仕様書	7	7	(7)	②		—	専門職員にあっては医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講などが推奨されているが、基幹相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置する予定があるということによるでしょうか。	現時点では、未定となっています。
7	仕様書	7	7	(7)	⑤		—	土曜日の窓口開設時間内の9時から17時は、訪問や来所等の対応がある場合は、2名体制の配置を要するということか。	お見込みのとおりです。